

ジェンダー平等

アジア・太平洋地域の
「世界の記憶」にかかる
基準調査(仮訳)

ユネスコ 7, place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France

及び

ユネスコ・バンコク事務所

© ユネスコ 2020年



このパンフレットは、Attribution-ShareAlike 3.0 IGO (CC-BY-SA 3.0 IGO) ライセンス(<http://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/igo>)の下、オープンアクセスで入手可能です。本書の内容を利用することにより、利用者はUNESCO Open Access Repository (<http://www.unesco.org/open-access/terms-use-ccbysa-en>)の利用規約に拘束されることを承諾したものとします。

本書で用いられている組織の呼称や資料の提示は、いずれの国、地域、都市における機関の法的地位、あるいは国境や境界の画定に関して、ユネスコがいかなる意見を表明していることを意味するものではありません。

本書で述べられている考えや意見は著者のものであり、必ずしもユネスコのものではなく、またユネスコを拘束するものでもありません。

方法論: Misako Ito

研究内容: Maiko Sawada

推薦の言葉: Roslyn Russell

編集: Ruohan Zhang

グラフィック・デザイン: Sirisak Chaiyasook (表紙)、Alessandro Mearini (内容)



This brochure was printed on 100% recycled paper

THA/DOC/CI/20/005

目次

| | | |
|--|---|--|
| 序 | 4 | GEM 0 – 申請書の説明にはジェンダーには触れられていないが、より高位のGEMレベルを得る可能性のあった登録案件の例 .. 13 |
| 序文 | 5 | バヤサンゴリ・シャーナーメ(バヤサンゴル王子の『王の書』)／ |
| 研究の概要及び設計 | 6 | イラン・イスラム共和国 .. 14 |
| 背景 | 6 | 山本作兵衛コレクション／日本 .. 15 |
| ユネスコの世界的優先事項、ジェンダー平等 | 6 | 舞鶴への生還：1945～1956シベリア抑留等日本人の本国への |
| 研究の目的 | 6 | 引き揚げの記録／日本) .. 16 |
| 方法論と限界 | 6 | オーストラリアの囚人の記録／オーストラリア .. 17 |
| 「世界の記憶」登録案件に対するユネスコのジェンダー平等 | | 分析 .. 18 |
| マーカー(GEM)の採用 | 7 | 「世界の記憶」に登録された記録における女性の相対的な不可視性 .. 18 |
| 主な調査結果 | 8 | 「世界の記憶」記録物におけるジェンダーにかかる視点の欠如 .. 18 |
| GEM3– ジェンダー平等への転換が見られる申請 .. 8 | | 提言 .. 19 |
| 1893年の女性参政権に関する請願書／ニュージーランド .. 8 | | |
| GEM 2 – ジェンダー平等を志向している申請案件 .. 10 | | |
| セマウル運動(新村運動)の記録文書／韓国 .. 10 | | |
| マカオKong Tac Lam寺(1645-1980)の記録資料／中国・マカオ ... 11 | | |
| GEM 1 – ジェンダーを慎重に扱う申請 .. 12 | | |
| 僑批・銀信：海外華人からの書簡と送金記録／中国 .. 12 | | |

序

アジア・太平洋地域は、各国の文化、歴史、伝統、及び価値観を反映した豊かで多様な記録遺産を保持している。集合的記憶にかかる取り返しのつかない損失を防ぐため、ユネスコは1992年に「世界の記憶」事業を開始した。その目的は、こうした遺産への普遍的アクセスを容易にし、失われやすい記録物の存在や重要性、及びそれを保存する必要性にかかる、人々の認識を高めることである。

1998年に、この地域の〔ユネスコ〕加盟国が前述の目標を達成するのを支援するための地域フォーラムとして、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会 (Memory of the World Committee for Asia and the Pacific: MOWCAP) が設立された。国際、地域、及び国内レベルでの選定数の定期的な増加を示していることから、「世界の記憶」登録簿は、ユネスコのこうした記録遺産の重要性を肯定的に認識していることを示すだけでなく、記録遺産のショーケースとしていくための場——すなわち、その保存と容易にアクセスできることの大切さを、意思決定者、専門家、及び一般の人々にむけて、その注意を引くための場も提供している。

しかしながら、アジア・太平洋地域から選定された現在の「世界の記憶」の登録記録物を、ジェンダーというレンズを通して見てみると、大きなずれがあることが明らかになる。2020年1月現在、国際登録では、世界全体で426件の案件が登録され、うち、アジア・太平洋地域から登録されたものは109件である。また、アジア・太平洋地域の地域登録の件数は56件となっている。しかし、そのうちジェンダーの面を強調しているものはわずか4件にしか過ぎない。さらに、ジェンダー平等の促進に有効に寄与するものとして認識されているのは、わずか1件しかない。

ユネスコの世界的優先事項の1つとして、ジェンダー平等は、2つの別個であるが補完関係にあるアプローチ、すなわちジェンダー主流化 (gender mainstreaming) とジェンダーに特化した取り組み (gender-specific initiatives) を通して、ユネスコの組織としての事業、プロセス、及び方針の全てを横断して、統合して実施されなければならない。しかし、残念なことに、今までのところ、これらのアプローチのどちらも「世界の記憶」事業に完全には反映されていない。

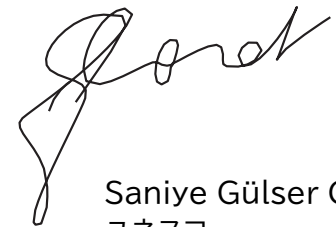
こうしたジェンダー平等の視点の欠如は、アーカイブズや記録自体において見えにくいだけでなく、申請書や事業の「一般指針」でも見えにくい。結果として、世界の歴史に顕著な貢献を果たした多くの女性が適切に認知されていない状態となっている。

このことから、我々は、もはやジェンダー平等の視点が書類の申請と評価に不可欠な要件になる時期に来ていると堅く信じている。それによって我々は、申請のプロセス全体にわたってジェンダー平等を考慮し、そして最も重要なこととして、女性に自信を与えジェンダー平等に対して積極的かつ永続的な貢献に勤めることへと反映させていく必要性を、明確に発信していくことを目指している。

本書は、ジェンダーというレンズを通して現在の登録案件を再考した予備的研究というだけではない。女性が世界の記憶において果たしてきた重要な役割を記録するため、共に取り組んでいくための行動を呼びかけるものでもある。



青柳 茂
ユネスコ・バンコク
事務所長



Saniye Gülser Corat
ユネスコ
ジェンダー平等局長

序文

ジェンダー平等への考慮、あるいはこの重要なテーマを強調する方法は、「世界の記憶」登録にかかる申請の検討課題において、特に国際的なレベルではいまだに高まっていない。

集団及び社会全体を網羅するそれぞれの申請には女性が明示的ではない形で含まれている一方で、女性のプレゼンスは、「人々」という基準の下で記録遺産の重要性にかかる一般的な考慮において隠されたものとなっている。申請者が申請書において女性のプレゼンスを特別に特定しない限り、このことは[申請書の]説明一般において注目されない。

現在までの「世界の記憶」国際登録簿における426件の選定物件のうち、直接女性や女性に自信を与えるものと関連しているのは、わずかに5件しかない。すなわち、ニュージーランドからの1893年の女性参政権の請願書、スウェーデンからの「Astrid Lindgrenのアーカイブズ」、バルバドスからの「Nita Barrowコレクション」、米国からの「Eleanor Roosevelt文書の常設コレクション」、及び英国からの「Gertrude Bellのアーカイブ」である。

それらの記録遺産は、婦人参政権の達成における飛躍的前進の瞬間、そして文学、人権、国際関係等の分野における並外れた女性の生涯と業績を記録している。世界中で他にも多くの女性たちが、これらの分野で、そして科学、医学、芸術や、社会正義の達成において歴史に名を成してきた。しかしながら、彼女らの記録はまだ「世界の記憶」登録簿に登録されていない。

ジェンダーの視点から申請を吟味すること、また女性がその物語で果たした役割や記録物において示された行動の結果として女性の権限が強まった方法を特定していくことは、申請プロセスの不可欠な部分であるはずである。

様々な文化的、社会的、または政治的な領域を横断して栄誉を得た一人ひとりの女性や女性のグループを特定し、そのような成果を証明する文書を見つけだすことも、国内登録、地域登録、及び国際登録を目指す申請者にとっての優先事項とするべきである。

積極的なアプローチが取ってこそ、現在[国際、地域、国内登録の]全ての[レベルの]「世界の記憶」登録簿の特徴となってしまうジェンダー平等にかかる大きな不均衡を、我々は解消することができる。時間はかかるであろうが、これは追求されなければならない目標であり、ユネスコによって特に支持されているものである。

私は、「世界の記憶」登録簿に記録遺産を申請する意向のある全ての人々に、本書を読み、その調査結果と推奨事項について行動をとるよう促したい。



Roslyn Russell

博士、「世界の記憶」国際諮問委員会
元委員長（2009–2013年）



研究の概要及び設計

背景

ユネスコ「世界の記憶」事業は、世界における記録遺産の保存を促進し、普遍的アクセスを支援し、また記録遺産の存在と重要性についての世界的な関心を向上させることを目的として、1992年に設立された。

事業は3種類の登録、すなわち国際登録、地域登録、及び国内登録で構成される。国際登録は、世界的重要性に関する選定基準に合致することが認められた記録遺産を登録している。2020年2月現在、アジア・太平洋地域から申請された109件を含む426件の選定案件から成る。地域登録は、当該地域内で影響力をもち、したがって地域的重要性を有する記録遺産を登録している。アジア・太平洋地域の「MOWCAP地域登録」は56件の選定案件から成る。

しかし、登録された記録遺産の選定案件で社会におけるジェンダー平等の問題に対処しているもの、あるいは促進するものはほとんどなく、歴史に影響を与えた女性の記録や肖像もほとんど含まれていない。すなわち、「世界の記憶」登録制度の中には、大きなジェンダーギャップが存在し、またそれが根強く残る傾向がある。

ユネスコの世界的優先事項、ジェンダー平等

ジェンダー平等はユネスコの2つの世界的優先事項のうちの1つである。ユネスコにとって、ジェンダー平等は女性と男性、少女と少年の平等な権利、平等な対応、そして平等な機会を指している。ジェンダー平等は、女性と男性の両方の利益、ニーズ、及び優先事項が、女性と男性のさまざまな集団の多様性を認めて、考慮されることを含意している¹。ユネスコのジェンダー平等優先は、具体的な行

¹例えば、少数民族に属している女性と男性、さまざまな性的指向及び／またはアイデンティティをもつ女性と男性、先住民の女性と男性、もしくは障害のある女性と男性。

動と、等しく重要なジェンダーにかかる視点の統合の両方を、全てのプログラム及び活動に要求している。

研究の目的

ジェンダー平等基準研究の目的は、アジア・太平洋地域からの登録案件に特に重点を置きながら、「世界の記憶」登録案件におけるジェンダーへの配慮の程度を評価すること、そしてジェンダーにかかる視点を「世界の記憶」事業とプロセスに結び付けていくことを目的として調査を行い、結果を分析することにある。この目的を達するために、研究は、

- (i) アジア・太平洋地域からの「世界の記憶」国際登録及び地域登録案件について、ジェンダーの視点を通じた再検討を行い、
- (ii) 「世界の記憶」登録案件の特定の文脈に合致するユネスコのジェンダー平等マーカ(GEM)を、選んだ各登録案件に当てはめ、
- (iii) 当てはまったGEMに基づいて、登録された記録遺産のジェンダーへの配慮(gender sensitivity)の程度を評価した。

方法論と限界

「世界の記憶」登録案件のジェンダーへの配慮の程度を評価するために、研究は主に二次資料を利用した。二次資料とは、ユネスコのウェブサイト²、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会(MOWCAP)のウェブサイト³、並びに「世界の記憶」の刊行物⁴から入手可能な申請書類の説明から成る。可能な場合、本研究では、一次資料を入手する目的で、申請書類に記載された担当者にEメールを通じてのインタビューの実施を試みた。

²以下を参照: <http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/memory-of-the-world/register>

³以下を参照: <http://www.mowcapunesco.org/core-activities/regional-register>

⁴以下を参照: <http://unesdoc.unesco.org/images/0024/002462/246237E.pdf> 及び <https://bangkok.unesco.org/content/20-years-mowcap-memory-world-documentary-heritage-asia-pacific-register>



「世界の記憶」登録案件に対する ユネスコのジェンダー平等マーカ―(GEM)の採用

| | 活動に適用されるユネスコのGEMにかかる説明 | | 「世界の記憶」登録案件へのGEM採用 | |
|--------------|--|--|-------------------------|--|
| GEM 0 | 活動がジェンダー平等に寄与していない | このGEMレベルが選択される場合、当該活動はジェンダー平等に全く貢献しないか、あるいはわずかにしかしか貢献していないとみなされることを意味する。この場合、活動の実施戦略に、これがなぜそうなるのかを説明する正当な理由が必要である。この選択肢は、(1)物理的現象の科学的測定／モニタリングなどの厳密に技術的な性質の活動、または(2)人間の活動／生活と、さらにジェンダー関係にいかなる明白な影響を及ぼさない活動に制限されるべきである。 | 記録遺産がジェンダー平等に寄与していない | 登録された記録遺産は、全く、またはわずかに、ジェンダー平等に寄与していない。その記録遺産は、ジェンダー関係に認識可能ないかなる影響も及ぼさない。 |
| GEM 1 | 活動がジェンダー平等に配慮されている | このGEMレベルが選択される場合、活動は男女間における既存の差異と不平等を特定・認識しているはずである。しかし、このGEMレベルの選択は、活動が不平等に対処するいかなる取り組み／努力も行っていないことを意味する。このカテゴリーにおいては、実施戦略が、ジェンダー平等や、さらにはジェンダー平等にかかる文脈／介入にまつわる一般的なジェンダー分析への、何らかの言及を含んでいる場合がある。ジェンダー分析の情報を伝えるために、性別データが使用されたかもしれないし、使用されなかったかもしれない。 | 記録遺産がジェンダー平等を慎重に扱っている | 登録された記録遺産が男女間における既存の差異と不平等を特定・認識しているものの、不平等への対処はない。しかしながら当該記録はジェンダー平等や、さらにはジェンダー平等にかかる文脈／介入にまつわる一般的なジェンダー分析への、何らかの言及を含んでいる可能性がある。ジェンダー分析の報告のために、性別別のデータが使用されているかもしれないし、使用されていないかもしれない。 |
| GEM 2 | 活動がジェンダー平等を志向(gender-responsive)している | このGEMレベルが選択される場合、活動は参加と受益における不平等など、既存のジェンダーの違いと不平等を特定・認識するエビデンス・ベースのジェンダー分析が含まれている必要がある。このGEMレベルを選択する活動は、主な成果物において、不平等に対処し、改善に帰結するであろう具体的方針及び活動を含んでいなければならない。 | 記録遺産がジェンダー平等を志向している | 登録された記録遺産が、参加と受益における不平等など、既存のジェンダーの差異と不平等を認識しているジェンダー分析を含んでいる。当該記録が不平等に対処して改善に帰結した具体的な方針及び行動を導いた歴史的出来事について説明している。 |
| GEM 3 | 活動がジェンダー平等へと転換するもの(gender-transformative)である | このGEMレベルが選択される場合、活動はジェンダー不平等の根底にある原因に対処することを意図したものを意味する。したがって、作業計画における実施戦略は、既存の差異や不平等だけでなく、これらの差異と不平等を生み出すか、またはそれらに影響を及ぼす根底にある、原因と体系的特徴の要因も特定・認識する、エビデンス・ベースのジェンダー分析を含まなければならない。主な成果物において、活動のこのカテゴリーは、活動の専門領域で女性と男性、少女と少年のさまざまなニーズ、願望、能力、及び貢献に対処するだけでなく、既存の差別的な方針と慣行を問題にし、かかる方針と慣行を支えているか、それらに影響を及ぼしている社会的、経済的、及び政治的背景の根本的な変化に影響する方針と取り組みを策定するべきである。 | 記録遺産がジェンダー平等へと転換するものである | 記録遺産がジェンダー平等に関して歴史と社会に改革的な影響を与えたものである。したがって、申請書には、既存の差異と不平等だけでなく、そうした不平等の根底にある原因をも認識するジェンダー分析が含まれている。登録案件は、既存の差別的な方針と慣行を問題にし、歴史と社会における根本的な変化に影響した方針や取り組みに帰結した記録を含んでいる。 |



主な調査結果

国際登録におけるアジア・太平洋地域からの109件の登録案件とアジア・太平洋地域の地域登録における56件の登録案件が、本研究において分析された。[このうち、]10件の登録案件は、国際登録及び地域登録の両方に登録されている。アジア太平洋地域155件の登録案件(109+56-10件の登録案件)の分析によって、研究では以下のことが判明した。

- 1件の登録案件がGEM 3:ジェンダー平等へと転換するもの
- 2件の登録案件がGEM 2:ジェンダー平等を志向しているもの
- 1件の登録案件がGEM 1:ジェンダー平等に配慮したもの

残りの151件の登録案件はGEM 0である。すなわち、当該記録がジェンダー関係への識別可能ないかなる関係もないか、ジェンダー平等にごくわずかしき寄与していないことを意味する。しかし、一次資料自体を閲覧できた記録には、ジェンダーにかかる視点からのアプローチによって申請書で適正に説明されていたならば、かなりの数の登録案件がより高いレベルのGEMを得た可能性があるということが分かった。以下のケーススタディでは、[そのような]異なるGEMカテゴリーからの登録案件[となる可能性のあった]の例を示している。

GEM 3-ジェンダー平等への転換が見られる申請案件

1893年の女性参政権に関する請願書／ニュージーランド

国際登録(1997年)

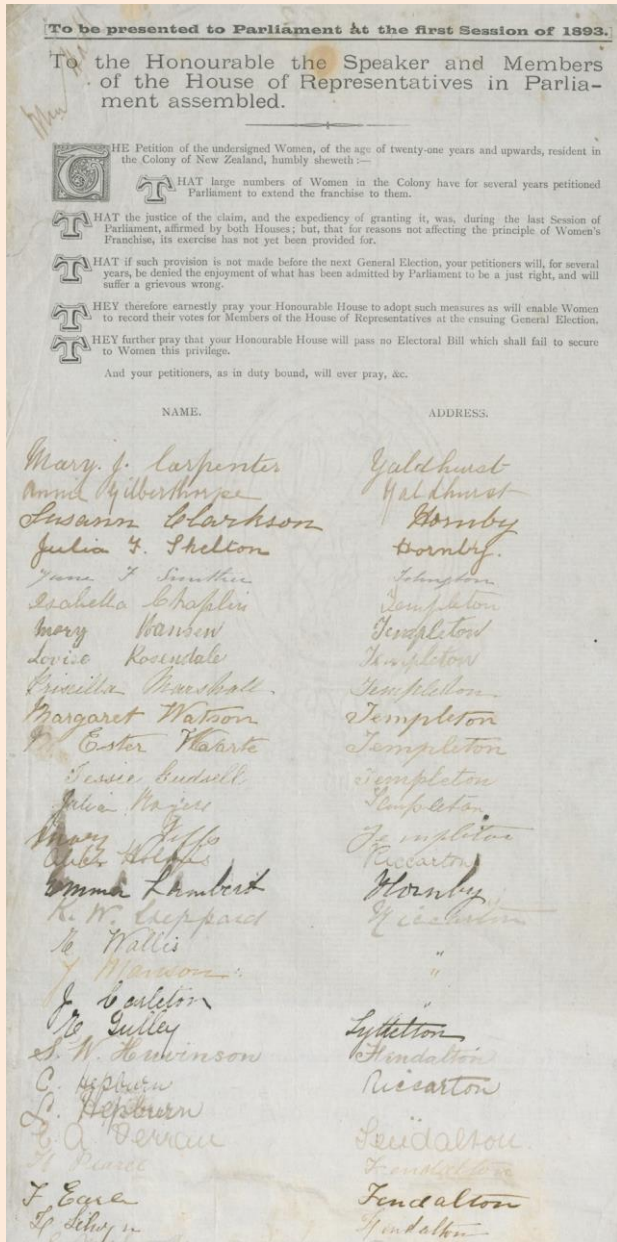
GEM 3-「1893年の女性参政権の請願書」は、西洋社会やおそらく他の社会に対しても非常に大きな影響を及ぼした。この請願書により、結果としてニュージーランドは男性と対等な立場で女性に投票権を与えた世界で最初の国となり、この成功は、他の国でも普通選挙権に向けた取り組みに応用された。女性に関してこれほどの影響を与えた「世界の記憶」登録案件は他にない。

初期の植民地時代におけるニュージーランドでは、他のヨーロッパ社会でもそうであったように、女性は政治へのいかなる関与からも排除されていた。ほとんどの人々-男性と女性-は、女性が家を切り盛りし、子供を育てるなどの家事に自然に向いているという考えを受け入れていた。男性だけが、公的生活や政治という荒々しい世界に向いていると考えられていた。

1884年に既婚女性財産法(Married Women's Property Act)が導入されるまで、女性は概して法律上では目に見えない存在であった。女性は結婚すると、自分が所有するものも全て夫のものになった。女性は自分自身の財産を所有することができなかった。夫婦は夫によって管理される一体の財務的、法的存在であった。

19世紀後期になると、この偏った世界観に挑む女性たちが現れた。女性と少女に対して、中等教育と大学教育、そして教会活動と慈善活動への、新しい機会が開かれた。その後まもなく、女性の法的・政治的権利に注意が向けられるようになった。

ニュージーランドにおける参政権運動は、英国とその植民地、米国、及び北欧へと拡大していった19世紀後半の女性の権利にかかる運動が、はるか遠方にまで到達したものとして始まった。この運動は、女性のための平等な政治的権利[の獲得]、社会の道徳的改革のための権利の行使にかかる決断という、2つの主要なテーマによって形成されていた。



1890年代の初期になると、婦人参政権に反対する動きが高まりはじめた。反対派は、男性と女性の「自然な」性的役割に対するどのような妨害も、悲惨な結果を招くであろうと警告した。女性がアルコール禁止要求の高まりを支持していることを危惧した酒類業界は、同情的な議員に圧力をかけて、業界全体で請願反対運動を組織した。

1893年に、ニュージーランドは、全ての女性が総選挙で投票する権利を得た世界で最初の国になった。Kate Sheppard (1847-1934) は、その積極的な行動により、ニュージーランドの女性に投票権をもたらした人物である。1893年9月19日に、総督であるGlasgow卿が新しい選挙法案に署名して法案を成立させた時、ニュージーランドは、議会選挙で投票する権利を全ての女性に与えた世界初の独立国家になった。

オーストラリアの女性は、1894年にサウスオーストラリア州ではじめて投票する権利を得て、全てのオーストラリア女性が1902年までに投票権を得た。他のほとんどの民主主義国—特に英国と米国—では、女性は第一次世界大戦後まで投票する権利を勝ち取れなかった。ニュージーランドの女性も、政治的な平等を達成するまでに長い道のりを経ていた。女性は1919年まで議会に立候補する権利を得られず、最初の女性議員であるElizabeth McCombsは—婦人参政権導入から40年後となる—1933年にようやく選出された。女性議員の数は1980年代の中頃まで2桁台の数に達せず、現在も38パーセントにとどまり、女性は議会で依然として少数派のままである⁵。1989年にHelen Clarkが初の女性副首相となり、1999年にはニュージーランドの二人目の女性首相になった。2017年10月26日にJacinda Ardernがニュージーランドの第40代首相に就任した。ニュージーランドは2018年にニュージーランドの女性選挙権125周年を祝福し、ニュージーランド国立公文書館は選挙権請願を宣伝するためのオンライン・コンテンツを作成した。

⁵ 女性担当省、2017年を参照。以下からアクセス可能。
<http://women.govt.nz/about/new-zealand-women/history>

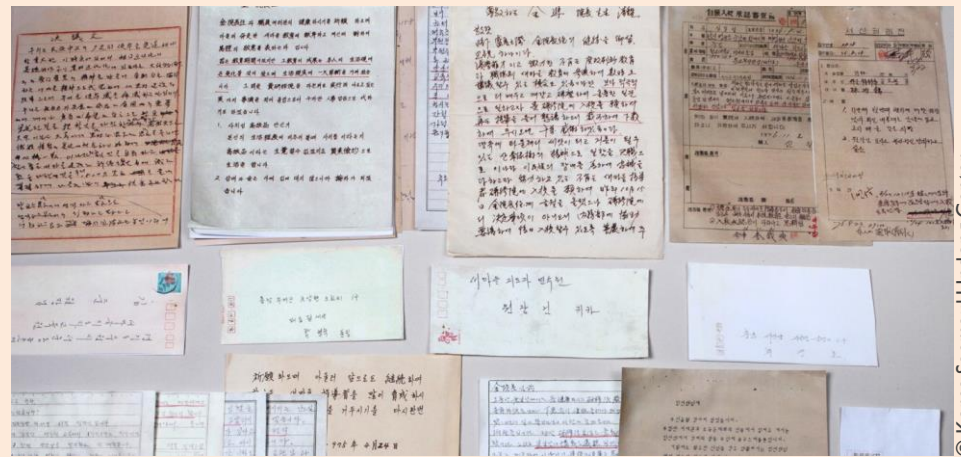
GEM 2 – ジェンダー平等を志向している 申請案件

セマウル運動(新村運動)の記録文書／韓国

国際登録(2013年)

GEM 2 – この記録文書は、1970年代の韓国において、セマウル運動が女性の地位と政治的関与、並びに女性の人生に及ぼした影響を説明している。運動が女性の地位について既存の差別的な政策及び慣行にどのように挑んだか、そして根本的な変化に影響したかが、申請書により正確に説明されていたならば、この案件はGEM3のレベルを得た可能性がある。

セマウル運動、新村運動は、韓国で1970年代に追求されたコミュニティ主導の開発事業である。20世紀後半に実施された同国の長期経済発展の取り組みにおいて、重要な事業であった。運動は朴正熙大統領によって開始された。この運動は、「勤勉」「自助」「協同」という3つの基本精神に基づいていた。運動の成果としては、村のインフラの再建、農村部の生活環境全体における改善、及び世帯収入の著しい増加などが挙げられる。結局のところ、運動がもたらした最も重要な長期的利益は、外見上の具体的な成果ではなく、むしろ、人々の精神に劇的な変化をもたらしたことだった。その顕著な例は、全国の約34,000に上る村のそれぞれで、民主的プロセスを通じて女性指導者が選出され、女性の社会参加が促進し、女性のリーダーシップの発展に寄与したことである。農村部の女性は、セマウル運動への積極的な参加を通して、伝統的な社会的疎外から抜け出した。伝統的に排除されてきた村の寄り合いで、女性はより大きな声を上げるようになり、投票権を持つようになった。多くの女性がセマウル運動の指導者として選出され、女性のより広範な社会参加に寄与し、女性の地位を改善したのである。



© Korea Saemaul Undong Center

大韓民国の女性は伝統的に、男性を優先させる儒教の家父長的な伝統によって束縛されていた⁶。セマウル運動が女性に地域社会の活動への参加を促すまで、女性の家庭内での役割は母、娘、及び嫁の役割に制限されていた。この運動は、

⁶ アジア開発銀行、2012年、「大韓民国におけるセマウル運動：コミュニティ主導型開発に関する知識の共有」を参照。下に示すサイトからアクセス可能。

<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/29881/saemaul-undong-movement-korea.pdf>

家庭内における女性の伝統的な役割を越えて、コミュニティの構成員としての新しい社会的役割を果たすことを女性に求めた。女性の社会参加〔の例〕として、村の総会へ参加を通じて、事業の選定やその実施に携わったことが挙げられる。セマウル女性クラブは、コミュニティの事業のために資金を集めて、コミュニティ資金の貯蓄を増やし、セマウル村銀行を通してコミュニティの資産を管理したという点で、多くの村において重要な役割を果たした。政府の指導と支援によって、運動は農村部の女性に、自らの家庭のために小規模の収入を増やす活動を始めるよう促した。多くの女性がセマウル工場で働いて賃金を稼いだり、小規模の畜産経営から副収入を生み出したり、またさまざまな方法で金銭を節約したりした。

マカオ Kong Tac Lam寺 (1645-1980) の記録資料と手稿／中国・マカオ

地域登録(2016年)

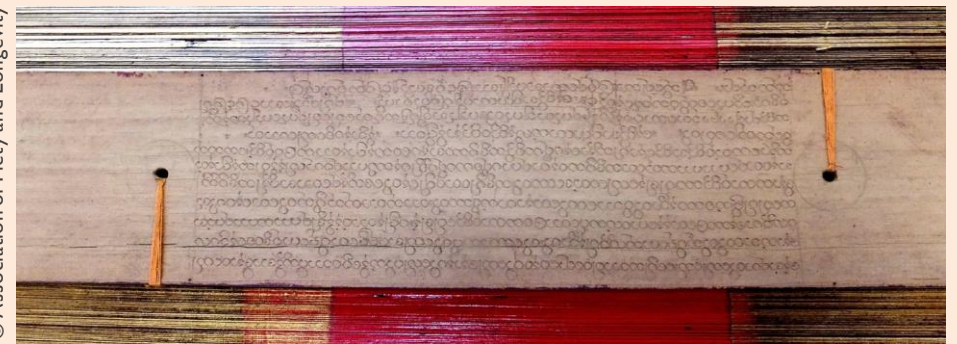
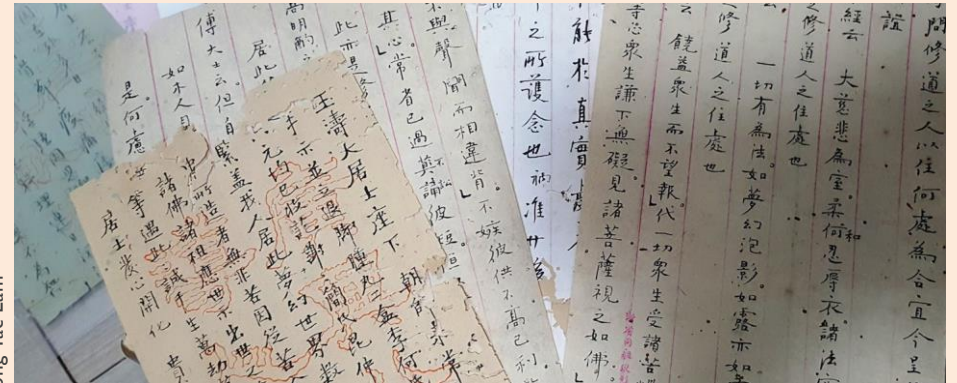
GEM 2 -申請書の分析における案件の説明内容ではGEM 2であるが、女性の社会的地位の解放とその向上に関連するかなりの社会的変化と改革が、申請書で説明されていたならば、この案件はGEM 3のレベルを得た可能性があった。

コレクションは、シュロの葉に書かれた、2000題6000巻を超える稀覯書、記録資料、手稿、及び仏典から成る。それは中国のマカオと近隣地域におけるKong Tac Lam寺の教育的・文化的活動の結果として、1918年にその収集がはじまったものである。

このコレクションは、中国・マカオとその他の多くのアジア諸国での仏教の教義とイデオロギーの普及における、同寺院の独自で並みはずれた役割を証明するものであり、マカオにおける重要な記録遺産となっている。それと同時に、特に社会的、経済的、及び政治的生活において、女性の地位が向上する中での社会の変化と改革を主張している。

マカオは中国南部、広東省の都市であり、1999年12月20日まで、1557年に設置されたポルトガル領であった。現在は、50年間にわたって特別な社会的・経済的システムを認めることで合意されている中華人民共和国の特別行政区(SAR)である。ポルトガル人が作った街として、マカオは東洋と西洋の影響の、特異な混在の様子を見せている。このことが、マカオにロマンスとノスタルジアの雰囲気を与え、独自かつ交錯した都市文化の形成につながった。現在、マカオは豊かな商業・産業都市である。

当該記録遺産が今日のマカオにおける女性解放にどのように寄与したかを示すためには、より詳細な研究が必要である。ジェンダー別の分業については、女性の活躍はビジネスにおいてますます進んでいるものの、政治の世界においては十分とは言えない。



© Association of Priests and Longevity Kong Tac Lam

GEM 1 - ジェンダーを慎重に扱う申請案件

僑批・銀信：海外華人からの書簡と送金記録／中国

国際登録(2013年)

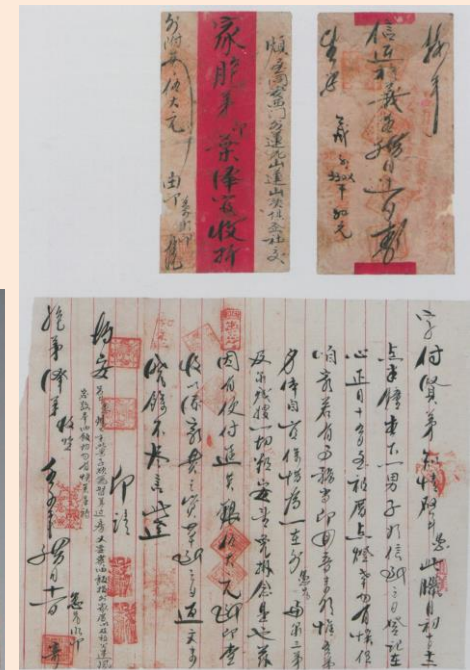
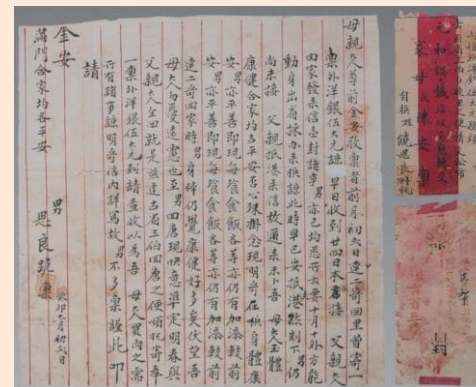
GEM 1 - 申請書の分析における案件の説明内容では、ジェンダー平等への言及が1か所しか含まれていないものの、中国南東部における女性の歴史の研究に携わる研究者にとってこの記録は重要な情報源を含んでいるため、GEM 1としてのレベルを得たものである。ジェンダー平等の概念は、西洋社会との書簡から出現したものでもあり、また中国での教育や家制度の管理を反映したものでもあった。

これらの歴史的文書は、19世紀と20世紀における海外への中国移民と彼らの家族の間のやりとりにおける手紙、報告書、会計簿、及び送金受領書から成る。「僑批」、つまり送金通知書は、華僑から中国に残った親族への通信を指している。これらは手紙や金銭、時には贈り物も含んでおり、中国人の国外移住の歴史と異文化間の接触、そして東洋と西洋の間の国際的な相互の結びつきの証拠を示している。「僑批」によって語られ、反映される物語は、様々な人間活動を網羅している。その豊かな内容により、「僑批」は公式の歴史文書に対する貴重な補完的資料になっている。また、移民労働者を故郷にいる家族と結びつける、かけがえのない精神的な架け橋の役割も果たしている。

「僑批」がジェンダー平等の問題に対応していることを指摘する興味深い研究「中国の僑批と世界の記憶」(Ding Zhirong編、廈門、福建省(2014))がある。この一冊は地域的移住の歴史における女性の重要な役割について論じ、中国南東部のQiaoxiangに残された女性の伝記に焦点を当てている。さらに、同書は女性に関する研究における、送金通知書の価値と使用についても論じている。女性の歴史は概して無視されてきたが、送金通知書は研究者の注意を引く豊かな情報を含んでいた。

こうした手紙、特に女性から海外の親族に宛てたものは、移住プロセスの期間に女性が経験した感情についての情報が含まれている。女性が手紙の中で語る感情と問題は、残された女性と移住した男性との協力と葛藤、それに移民家族の変化を明らかにしている。またそれらはこうした家族と越境ネットワークにおける女性の重要な位置づけを示しており、海外移住が残された女性に及ぼす直接的で深い影響を指摘している。結果として、送金通知書は、中国南東部のQiaoxiang地域に残された女性に関する研究の重要な資源となっている。

「僑批」において、中国人の海外労働者は、彼らの故郷と家族に対する思いと愛情、さらに伝統的な中国の事柄への彼らの強い愛着を表している。「僑批」はまた、西洋と東南アジアの文化の影響と、こうした中国人移民が生まれた街や田舎の地方文化と移住先の文化の同化も反映している。例えば、正義と公正さの概念は村の運営にも導入された。ジェンダー平等の概念も根を下ろし、伝統的な地方教育と家制度の管理に反映された。



男性と女性への異なる扱いは、社会の多くの領域で容易に見つけられる。中国では、両性間の不平等は、教育、雇用、および衛生へのアクセスに関してだけでなく、家族内の相続、給料、政治的表現、及び意思決定についても残っていた。中国は、完全に確立された家父長的な家制度の故郷であり、かつ、1949年の革命と毛沢東後の改革路線によって、結婚、家族、及び生活の心理的側面が大幅に組み替えられた場所なのである。

GEM 0 –申請書の記載はジェンダーに触れていないが、より高位のGEMレベルを得る可能性のあった登録案件の例

バヤサングリ・シャーナーメ(バヤサングル王子の『王の書』)／イラン・イスラム共和国

国際登録(2007年)

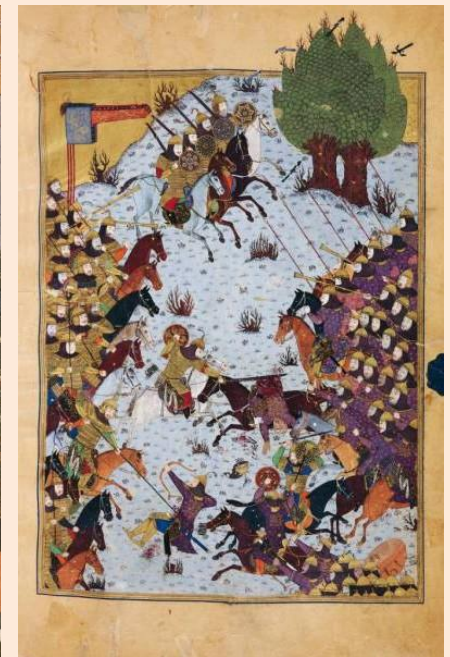
GEM 0 -申請書の分析における案件の説明内容ではGEM 0であるが、この書が古代からイスラム教の興隆までのペルシャにおける女性の状況を描き出す物語を含んでいるため、GEM 1に割り当て直される可能性がある。

この書はペルシャ語圏における古典の1つで、1430年にバヤサングル(Bayasanghor)王子(1399-1433)によって作られた。『王の書』は、ペルシャの詩人ダキーキー(Daqiqi)の作品と、イスラム以前の4つの偉大な帝国(その大部分が神話的とされるピシュダディアン(Pishdadian)朝とカヤーニ(Kayanian)朝、実在がはっきりしているセレウコス(Seleucids)朝とパルティア(Parthians)朝を含む半歴史的とされるアシュカニア(Ashkanians)朝、そしてササン(Sassanians)朝)の時代における、ペルシャ語圏の有名な伝説に基づいている。この書物はFerdowsiの名でも知られるAbolghassen Mansour-ibn-Hassan Firdausi Tousi(941-1020)によって、彼の死の10年前に書かれた。同書は、15世紀に中央及び西アジアを圧倒した「ティムール朝ルネッサンス」のエリート支配者の審美的で

文学的な価値の本質を表している。この作品の特筆すべき側面は、本書の制作当時はアラビア語が科学や文学における主要言語であったにもかかわらず、Firdausiは本書を執筆するにあたってペルシャ語のみを使い、この重要な世界言語の復興と維持に貢献したことにある。

15世紀における女性の状況は、このペルシャ語の作品から見出すのは困難である。平等の権利を求める女性の集団的努力は、19世紀と20世紀初頭までしか遡れない。ガージャール(Qajar)王朝(1795-1925)以前の女性の権利運動にかかる入手可能な情報がほとんどないが、ガージャール王朝時代とそれ以後の時代からは、より多くの記録が手に入る。

この案件の説明は、ジェンダー平等に言及していない。古代からイスラム教の最初の台頭の頃のイランの長い歴史において、女性は常に基本的で、重要かつ代表的な役割を果たしてきた。しかし、この説明は女性が果たしてきた重要な役割を明らかにしておらず、また当時の女性の状況も描いていない。



© Golestan Palace

ラムカムヘン王の碑文／タイ

国際登録(2007年)

GEM 0 -申請書の分析における案件の説明内容ではGEM 0であるが、13世紀のスコータイ王朝の時代におけるジェンダー分析と、それが今日どのようにタイ女性の権利状況に結び付くかが含まれていれば、GEM 1のレベルを得ていた可能性がある。

紀元前1292年のラムカムヘン王の碑文は、世界的重要性のあるよく知られた記録遺産と考えられている。その理由は、碑文によって、世界史や文化のいくつかの主要なテーマに関する貴重な情報が与えられるからである。碑文は、タイで6000万人の人々によって使われる現代のタイ語の基礎となるタイ語筆記体の発明を記録しているだけでなく、13世紀のスコータイ王朝におけるタイ国家の数少ない詳細な説明を提供している。登録案件は優れたガバナンス、法の支配、経済的自由、及び宗教道徳(この案件では世界の主要宗教の1つである仏教)などの、今日世界の多くの国々によって共有される価値を反映している。また、登録案件は、1991年、ユネスコ世界遺産に歴史都市「スコータイ」を登録するにあたって、登録成功を支えるものとしても使用された。

文化的・歴史的意義はこの登録で明白である。しかし、この案件はジェンダー平等の問題には適切に対処していない。



© The National Museum Bangkok

山本作兵衛コレクション／日本

国際登録(2011年)

GEM 0 -この案件は、資料自体がジェンダーを慎重に扱っている内容であるため、ジェンダーにかかる視点によって説明されていれば、GEM 1にレベルを上げることが可能である。

山本作兵衛による注記のある絵画と日記のコレクションは、産業革命がまだ筑豊炭田の石炭鉱業に影響を及ぼしていた明治時代後期から20世紀後半までの開発における個人による証言である。作兵衛は炭鉱における女性の労働条件を描き出した。それは作兵衛が庶民の観点から絵を描いたために可能となったものであり、コレクションは女性に関する非常に重要な記録である。

『日本の炭鉱婦』において、W. Donald Burtonは、鉱山での女性の生活を調査しており、女性たちからの聞き取りは、日本における彼女らの経験を以下のように描き出している。

「炭鉱で働いていた頃、みんな苦勞していました。ちょっとした苦勞どころではありませんでした。今では笑いながら話すことができますが、その時に感じた痛みは今でも忘れることができません」

「ほとんどの女性が、こうした状況においても朗らかな雰囲気のままに続けることができたのは、驚くべきことである。しかし、本当の意味での幸福による満足感を感じていた者はほとんどいなかった。女性は異性との出会いについて冗談を言ったり、冷やかしを楽しんだりすることはあっても、情事によって妊娠し、そしてよりいっそう望まない重荷をもたらすこともあった」

「少なくとも鉱山会社は労働者に住まいをあてがったが、十分ではなかった。女性はほとんどの場合「限られた世界」での制限を受け入れ、自分の人生を世の中の他の場所にいる人々と比べるとは避けた。炭坑作業員の貧困は、自身を向上させようとする意志の欠如や回避可能な運命の受動的な受け止めの結果ではなかった。彼女らの生活環境は、自分には開かれていない地位を求めることよりも、貧しさに耐えて、社会の底辺で「最善を尽くす」ことを義務づける傾向にあった。もちろん、彼女らの不幸な状況には、払うべき重い心理的代

償があった」⁷

日本の明治時代における女性の生活はどのようなものであったか。明治維新は日本の全ての人々にとって変化の時代であった。産業化の初期に、女性は劣悪な条件の下、工場で働いた。女性はいかなる自由も奪われていた。明治時代の終わり頃になると、そのような条件はあまり一般的ではなくなったが、社会と家庭の状況において、女性はまだ力を全く持っていなかった。しかし、女性は教育を受けることを奨励された。女性は当時、良妻賢母にすることを目的とした教育を受けていた。女性はまだ家の男性の影響下において、法的には何の力も持っていなかった。1889年の明治憲法と選挙法の下では、女性市民は選挙権を与えられなかった。1946年になってようやく、この権利が女性に認められたのである。



⁷ Burton, W.D., 2014. Coal-Mining Women in Japan: Heavy Burdens. Routledge, p. 219.

舞鶴への生還：1945～1956シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録／日本

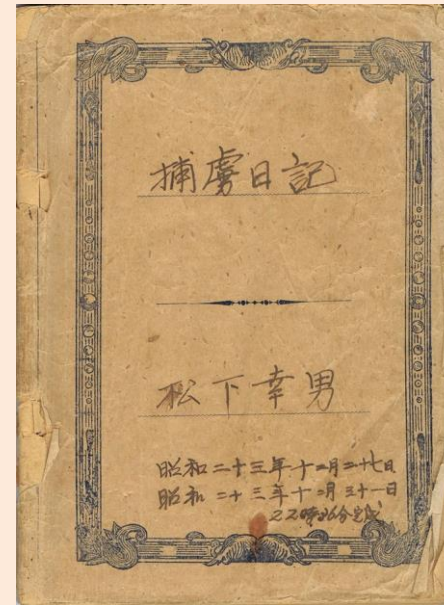
国際登録(2011年)

GEM 0 -記録が1945年から1956年までの日本軍の抑留と、その生存者の日本への帰還の間に女性が果たした重要な役割についての情報を含んでいるため、ジェンダーの視点から説明されていれば、案件はGEM 1としてのレベルを得た可能性があった。

大日本帝国が第二次世界大戦での敗北で1945年に崩壊した際、推定600,000人から800,000人の日本の軍人や民間人がソビエト社会主義共和国連邦の労働収容所で抑留された。舞鶴引揚記念館は、1945年から1956年までの抑留とその生存者の本国帰還に関連した資料という、独自かつ広範なコレクションを持っている。

日本では、女性は自身の夫に従う忍耐強い主婦と見なされる傾向があり、社会はしばしば男性優位の排外主義的な文化と考えられている。日本の戦後における女性運動は、自らの法的解放感に基づいた、女性の人間としての基本的要求を満たすことを意図していた。戦後まもない時期から1950年代初期にかけて、日本人は食料、衣類、及び住居の不足にひどく苦しんだ。彼らが共通して意識を向けたのは生き延びることであった。戦前の日々と同様に、女性はいまだに家事をこなすことに責任があった。女性の解放に向けて、ボトムアップ型とトップダウン型のアプローチがあったが、全ての日本人が変化を受け入れたわけではない。したがって今日でさえ、日本女性のそうした伝統的な性格はいまだに顕在している。

アジア大陸からの日本の軍人と抑留者の帰還の記憶において、〔申請に含まれる〕写真は、母親が息子たちの帰還を待ちわびていたことを伝えている。女性は、第二次世界大戦中にも日本で待ち続ける母親たちとして描かれた。実際、



© Maizuru City

長い旅の後に家に戻った人々をもてなす上で、女性は大きな役割を果たした。〔この〕記録のなかで、田端ハナさんはそうした女性たちの代表と見なされた⁸。彼女は熱いお茶と蒸したサツマイモを出して、帰還者を歓迎した⁹。

⁸ UCDAVIS、カリフォルニア大学、「帰還の日ーシベリアの日本人被抑留者」。下記のサイトからアクセス可能。
<https://japaneseinsiberia.ucdavis.edu/en/maizuru-museum/2-day-return>

⁹ 彼女の奉仕は1945年10月7日の最初の引揚船、雲仙丸の入港時に始まり、1958年の最後の船、白山丸の入港とともに終わった。前掲書を参照。

オーストラリアの囚人の記録／オーストラリア

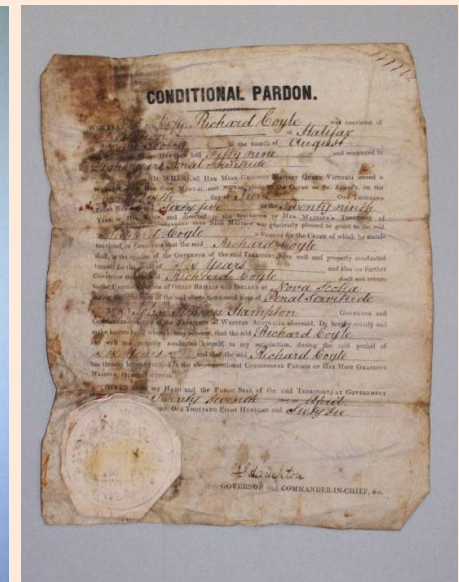
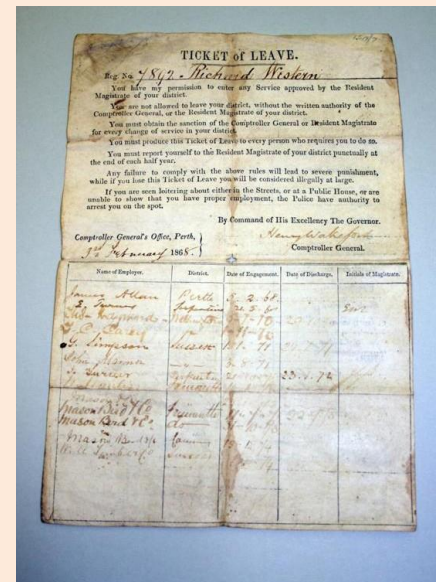
国際登録(2007年)

GEM10-この登録案件は、含まれる記録がオーストラリアに送られた囚人にかかる性別別のデータを含んでいるため、GEM 1としてのレベルを得る可能性がある。

1788～1868年の80年間に約165,000人がオーストラリア大陸へ強制移住させられたことは、政府機関による近代的なグローバル化のはじまりを表している。流刑は、大部分が英国人とアイルランド人で構成されるこれら囚人の生活を永久に変え、ひいては、オーストラリア先住民の生活様式を大きく破壊した。囚人の生活は専門の事務官によって緻密に記録化されており、英国人としてのルーツからオーストラリア人となった運命に至る、19世紀の労働者階級の人々についての記録の貴重なまとまりを生み出した。これらの記録は、〔囚人の〕外見、読み書きのレベル、職業、罪状と判決、収監中の態度、さらなる処罰、赦免、仮出獄や結婚の許可証といった囚人生活のあらゆる面に関連した情報を含んでいる。個々の囚人についての犯罪科学的詳細は、歴史家が、植民地初期におけるオーストラリアの経済、人口統計学、及び文化を形成した人的資源を明確に把握することを可能にしている。

オーストラリアの囚人記録は実にジェンダーを慎重に扱っている。割合は時と状況によって変わったが、オーストラリアに移送された全囚人の約12.3%は女性であった。一部の情報源は、家事使用人であった若い独身女性や、訓練中などの半熟練者の出身が多かったという重要な研究成果を伝えている¹⁰。女性の囚人の大多数は、軽微な窃盗罪で流刑を宣告された初犯であった¹¹。男

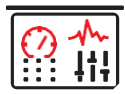
女の囚人人口は、白人系オーストラリアの建国において非常に重要で、彼女たちは多くの歴史的にも考古学的にも注目を集め、必然的に「囚人記録」が活用された。



© State Records Authority of New South Wales, Archives Office of Tasmania and State Records Office of Western Australia

¹⁰ オーストラリア国立図書館、Female Convicts: Research Guideを参照。以下よりアクセス可能：
<https://www.nla.gov.au/research-guides/convicts/female-convicts>

¹¹ Oxley, D., 1996. *Convict maids: the forced migration of women to Australia* (Vol. 23). Cambridge University Press. pp. 42-48.



分析

アジア・太平洋地域の「世界の記憶」に関するジェンダー平等にかかる基準研究は、「世界の記憶」登録簿の性質に関するいくつかの重要な洞察をもたらし、研究が明らかにした短所に対処する方法を示した。

「世界の記憶」に登録された記録における女性の相対的な不可視性

ジェンダー平等基準研究の成果は、アジア・太平洋地域から登録された記録遺産における女性の相対的な不可視性に、鋭く焦点をあてる。同地域からの155件の登録案件のうち、わずか4件にしかジェンダー平等マーカー(GEM)のランクを割り当てることができないこと、そしてこれらの4件の登録案件のうち、最高のGEMランクに値するのは1件しかないという結果は、申請が検討され、編集され、評価される際に、ジェンダー平等にかかる検討が著しく欠けていることを示唆している。

この欠如は以下に挙げる2つの重要な要因によるものである：

- 記録は一般に、ジェンダー平等を考慮した上で「世界の記憶」登録簿に申請するように選定されておらず、
- ジェンダー平等は申請する記録物の説明に盛り込むべき要素と見なされていない。

「世界の記憶」記録物におけるジェンダーにかかる視点の欠如

ここまで概説してきたケーススタディは、ジェンダー平等にかかる視点が申請された記録物に当てはめられるならば、場合によってはより高位のGEMレベルが達成される可能性があったことを明らかにしている。この視点が当てはめられなかったのは、申請書をまとめる際や重要性の基準を扱う際にジェンダー平等を考慮する必要性を、申請書や「世界の記憶」一般指針が特に明言していないという事実に、かなりの割合で原因があると言える。この注意を欠くと、申請者は当然ながら、申請する記録遺産の説明において女性を特別に扱うことなく、代わりに男女両方の経験を包み込んだ「人々」というカテゴリーにおいて説明することになる。



提言

本書で引用したケーススタディは、申請者が申請書を作成する際に、ジェンダー平等にかかる視点を考慮する必要性を喚起されていたならば、その視点をどのように当てはめうるかの方法の事例を提供したものである。

「世界の記憶」登録簿への申請プロセスにジェンダー平等による視点をもたらす最初のステップは、したがって、申請者に、申請書においてジェンダー平等に対処する側面を考慮し、申請する記録が作成された背景についての一般的なジェンダー分析を含めて、そのような側面を詳細に説明するように求める具体的な注意喚起を、「一般指針」と「申請書」に追加することであろう。このような注意喚起は、特に歴史的重要性と、社会的、精神的、そしてコミュニティ的重要性に関連して、選定基準の一部として申請書類に追加してもよいし、また、申請者が、申請書を提出する前に行うチェックリストに追加してもよい。

「世界の記憶」登録簿における登録案件のGEMレベルを引き上げるには、「世界の記憶」ナショナル・コミッティや登録にかかる申請案件の選定に責任を負う機関、そして「世界の記憶」事業に関連するIAC小委員会、すなわち登録小委員会(RSC)や教育・研究小委員会(SCEaR)の主導的な姿勢も必要となる。

これには、以下の戦略の実施が含まれる。

- 個人または集団において、人間の努力のあらゆる分野を横断して、特にジェンダー平等の達成に関して、女性の役割に重点を置いた申請を積極的に求める
- 選定した記録物をそのGEMレベルに関して詳しく調べ、申請の説明においてそれらの点を強調する
- 人権に関わる記録物に関して行われるように、ジェンダー平等を潜在的な共同申請の重要なテーマとして、または登録簿を横断するテーマ的分類として認定する

- 登録のために記録物を検討するにあたって、ジェンダー平等の視点を考慮する要件について、申請を評価する者に注意をうながす;
- GEM要件に合致する「世界の記憶」登録案件のケーススタディを特集する刊行物や展示会を準備する;
- 教育・研究ニュースレターを刊行している小委員会を通して、ジェンダー平等の視点を推進する。

オーストラリア「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、2015年、国内登録された記録物のテーマや作成者として女性に焦点をあてたものが、50件のうちの4件しか含まれていないことを認めており、オーストラリアとその歴史に関連する記録物の中でジェンダー平等の視点をより良く反映したものが、より多く申請されるよう推進することに着手した。それ以来、女性によって作成された記録遺産がさらに5件、オーストラリア国内登録に追加されている(2017年に2件、2019年に3件)*。5件の登録案件のうち1件は、失われる可能性がある先住民の言語を話す先住民系オーストラリア人女性に関連しており、2件は文学の手稿、2件は自然史にかかる研究である。


「世界の記憶」登録簿に登録される記録遺産を選定し、説明し、申請し、評価するプロセスにジェンダー平等の視点を取り入れるために、国内、地域、及び国際レベルで為されるべき多くの仕事が残っている。これは、最初の活動方針として、申請書にいくつかの追加を行うことが含まれるだろうし、ジェンダー平等の視点から記録遺産を最善の形で説明・評価する方法を申請者と評価者に受け入れてもらうことにも関わるだろう。アジア・太平洋地域の「世界の記憶」に関するこのジェンダー平等基準研究は、「世界の記憶」登録簿におけるこの重大な欠陥に対処するための出発点であり、行動を呼びかけるものである。





¹² 以下を参照: www.amw.org.au



UNESCO Bangkok Office
Communication and Information (CI) Unit
Mom Luang Pin Malakul Centenary Building

920 Sukhumvit Road, Prakanong,
Klongtoei, Bangkok 10110, Thailand

 ci.bgk@unesco.org
 +66 2 391 0577

 <https://bangkok.unesco.org>
   @unescobangkok